

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成19年9月28日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

水道局長（以下「局長」という。）が専決できる事項（次条に係るものを除く。）は、次のとおりとする。ただし、次長が置かれていない場合にあつては、同条第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を含むものとする。

第4条第1号中「、命令及び滞納処分」を「及び命令」に改め、同条第21号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第26号とし、同条第20号を同条第23号とし、同号の次に次の2号を加える。

(24) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件100万円以上5,000万円未満のものに関する事。

(25) 支出負担行為（管理者及び局長の決裁に係るものに限る。）の減額に関する事。

第4条中第19号を第22号とし、第15号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 滞納処分に関する事。

(17) 不納欠損処分に関する事。

第4条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「1件100万円未満の」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第

10号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「旅行命令」を「出張命令」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「旅行命令」を「出張命令」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 局長の宿泊を伴わない出張命令に関すること。

第4条の2第3号中「旅行命令」を「出張命令」に、「前条第6号」を「前条第7号」に改め、同条第7号中「目以下」を「各目の経費」に改める。

第5条第4号中「旅行命令」を「出張命令」に、「第4条第6号」を「第4条第7号」に改め、同条第8号中「節」を「各節の経費」に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。